

(1) 地区計画の届出書に添付する図面等

届出書は正・副各一部(計2部)で、うち1通は適合通知書に添付してお返しします。

届出書には、公図の写し、全部事項証明書(土地登記簿謄本)(写しも可)及び次の図書を添付してください。(面積が土地登記簿謄本と異なる場合は、求積図を添付)

※換地処分前の土地区画整理地内においては、公図の写し、全部事項証明書(土地登記簿謄本)の代わりに仮換地証明書(写しも可)を添付してください。

●届出に必要な添付図書

行為の種類	図 面	縮 尺	備 考
①土地の区画形質の変更	案内図		計画地を朱書きで囲ってください。
	設計図	1/100 以上	測量図、計画図、平面図、断面図(外構図)などを添付してください。 土地の分割などがある場合は、全体の分筆図又は各々の境界がわかる分割図を添付してください。
②建築物の建築又は工作物の建設 ③建築物等の用途の変更	案内図		計画地を朱書きで囲ってください。
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物又は工作物の位置を表示してください。 敷地に接する道路の位置、幅員、敷地境界線を明示し、 <u>建築物壁面から各々の境界線までの寸法(有効寸法)</u> を記入してください。 建蔽率、容積率がわかるようにしてください。
	立面図	1/50 以上	2面以上で、外壁の色彩などを表示してください。
	平面図	1/50 以上	建築物の各階平面図を添付してください。
	断面図(外構図)		垣又はさくの高さ、基礎の寸法などを記入してください。
④建築物等の形態又は意匠の変更	案内図		計画地を朱書きで囲ってください。
	配置図	1/100 以上	変更箇所を表示してください。
	立面図	1/50 以上	2面以上で、外壁等の色彩を表示してください。

◇縮尺については、必ずしもこの表によらなくてもかまいません。

※備考

1. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載してください。
2. 届出者が法人である場合は、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
3. 届出を代理人が行う場合は、委任状を添付してください。(委任状の様式は任意)
4. 当該届出に係る事項のうち、設計又は施工方法の変更が生じた場合は、都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、行為着手の30日前までに行為の変更届出書(様式2号)の提出が必要になります。
5. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができます。
6. 上記図書の他、必要と認めるもの(移転物件証明書など)を添付してください。
7. 上記添付図書は、当該地区整備計画の内容に適合しているかが判断できるものであれば、建築確認申請等に添付するものを用いても結構です。
8. 三郷市開発事業等の手続き等に関する条例に基づく小規模開発事業を行おうとする場合、書類や図面を添付し開発指導課に申請する必要がありますが、地区計画の届出書に小規模開発事業計画書のみを添付することで小規模開発事業の確認書の交付を受けることができます。

(2) 届出書の体裁

図面等はA4版に折り込み、左綴じとしてください。

(3) 届出先

三郷市役所 都市デザイン課 都市計画係 TEL 048-930-7740(直通)